

2008年10月24日 全2頁

# 変動利付国債の時価の解釈

制度調査部  
吉井 一洋

## ASBJは28日に「実務上の取扱い」決定

### [要約]

- わが国の会計基準を設定するASBJ（企業会計基準審議会）は、現在、時価会計について2つのことを検討している。
  - (1) 金融資産の時価の取扱いについて現行実務を確認する実務対応報告の公表
  - (2) IASB（国際会計基準審議会）が10月13日に公表した「金融資産の分類の変更」（満期保有目的への分類変更の緩和）と同様の措置の導入
- (1) については、10月16日に公開草案を公表し、23日までコメントを求めていた。28日の委員会で最終決定する予定である。こちらは9月中間期からの適用を想定していると思われる。変動利付国債や物価連動国債についても、(1)の解釈により、銘柄によってはマーケットの価格ではなく、理論値を用いることもありうると考えられる。こちらについては注記の拡充が望まれるところである。
- (2) については、導入するか否かも含めて、年内を目途に検討している模様である。

## 1. 2つの項目を検討

◎企業会計基準委員会（ASBJ）は、金融商品の時価会計について、現在、以下の二つの観点から検討を行っている。

- (1) 金融資産の時価の取扱いについて現行実務を確認するための実務対応報告の公表
- (2) IASBが10月13日に公表した「金融資産の分類の変更」（満期保有目的への分類の変更の緩和）と同様の措置を導入するか否か、導入するとした場合はどのような内容とするか

## 2. 時価の解釈

◎ (1) については、10月16日に実務対応報告の公開草案「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い（案）」を公表している。こちらについては23日までコメントを募集していた。28日に開催される委員会で決定する予定である。実務上の取扱い（案）では、以下が明らかにされている。

- ① 「不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引による価格は時価ではない」こと
- ② 「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」や、「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」は、市場価格がない（又は市場価格を時価とみなせない）と考えられるため、このような場合には、時価は「基本的に、経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算

大和証券グループ 株式会社大和総研 八重洲オフィス 〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目2番1号 大和八重洲ビル

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。本レポートご利用に際しては、最終ページの記載もご覧ください。株式レーティング記号は、今後6ヶ月程度のパフォーマンスがTOP1Xの騰落率と比べて、1=15%以上上回る、2=5%~15%上回る、3=±5%未満、4=5%~15%下回る、5=15%以上下回る、と判断したものです。

定された価額」によること

- ◎上記によれば、通常は取引所や店頭市場で活発に取引が行なわれている金融商品であっても、取引がほとんど行われなくなったり、あるいは買い手が極めて少なく、投売りに近い価格でしか取引されなくなった場合は、マーケットの価格ではなく、「経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額」によることになると思われる。
- ◎例えば、変動利付国債や物価連動国債でも、上記①、②に該当する場合は、マーケットの価格ではなく、「経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額」によることもありうると思われる。その場合、例えば、同じ変動利付国債（又は物価連動国債）でも、ある回号の変動利付債（又は物価連動国債）はマーケットの価格を時価とし、別の回号の変動利付国債（又は物価連動国債）は合理的な見積もり価額を時価とすることもありうるし、その判断も企業ごとに異なることもありうるものと思われる。
- ◎（1）は現行実務の解釈をより明確にするものである。したがって、2008年9月中間期の決算において、例えば従来はマーケットの価格を用いていた変動利付国債や物価連動国債のうち、上記①、②に該当するものについて、「経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された」理論値によって算定することもありうるであろう。
- ◎ただし、財務諸表の利用者の立場に立てば、このような場合においては、以下の対応が望まれるところである。
- （i）金融商品は基本的にはマーケットに価格があればその価格に基づくことが原則であり、マーケットの価格によらず、合理的な見積もり価額を用いる場合、それが妥当である旨の説明責任は、開示企業の経営陣にある。その旨を、改めて明確にする。
  - （ii）マーケットの価格によらず合理的な見積もり価額を時価として用いている金融商品のうち、重要なものについては、下記の注記を求める。
    - ア. その金融商品の種類
    - イ. 合理的な見積もり方法の概略（用いているモデル、パラメータの考え方、流動性の影響をどの程度考慮しているかなどを含む）
    - ウ. 見積もった時価（算定結果）

### 3. 満期保有目的への分類変更等

- ◎ASBJは（1）とは別に、IASBが13日に公表した「金融資産の分類の変更」（満期保有目的への分類変更の緩和）と同様の措置をわが国でも導入するか否か、導入するとしたら、どのような内容とするか等の議論を開始する。（1の（2））。
- ◎こちらについては、年内に結論を出す模様である。分類の変更の緩和措置を導入するという結論になった場合は、2008年12月四半期決算の期首（2008年10月1日）から適用という可能性もある。ただし、IASBの措置は、通常のデュープロセスを経ず、場当たりの導入された面が強く、ASBJは、導入には前向きではないものと推察される。
- ◎詳細は2008年10月17日付制度調査部情報「ASBJ、時価会計の一部緩和検討へ」（吉井 一洋）を参照されたい。